

2014年4月22日

解説：メガスポーツイベントと人権

Institute for Human Rights and Business,

原題 *Striving for Excellence: Mega-Sporting Events and Human Rights*

仮邦題「エクセレンスに向けて：メガスポーツイベントと人権」 2013年10月より

1. メガスポーツイベントがもたらしうる機会とリスク

機会：雇用創出、都市再生、スポーツや健康的な生活への意識の向上

リスク：人権アドボカシー団体（NGO/NPO）による監視の強化

事例）プレイフェアキャンペーン

→問題事項が自身のブランドと関連づけられて広く社会に広まることにより自身のレピュテーションが低下する可能性。ブランド維持が困難になるリスク。

ロンドンオリンピック・パラリンピックにおける主な対応

- ・ ODA：サステナビリティに関連する方針・目標の設置、指標の策定、実施。各種基準の適用（BREEAM, LEED, Code for Sustainable Homes Level4, CEEQUAL）
- ・ LOCOG：持続可能な調達基準（Sustainable Sourcing Code）の策定と、適用
- ・ サステナビリティに関する独立した監視・保証機関の設置（Commission for Sustainable London 2012）

2. メガスポーツイベントに関連しうる人権課題—オリンピック・パラリンピックを事例に4つのイベントライフサイクル

- ① 招致・企画
- ② 設計・入札・会場およびインフラ建設
- ③ 調達
- ④ イベント実施

イベントライフサイクル毎の主な人権課題と、想定される関係者

① 招致・企画

主な人権課題：土地買収・土地移転・再定住に際して適正な手順がとられているか、強制立ち退きは行われていないか等

想定される関係者：IOC、IPC、主催国政府、組織委員会、開発業者、建設会社、資金調達に関わる金融機関、設計業者他

② 設計・入札、会場・インフラ建設

主な人権課題：労働条件は国際基準に則ったものであるか、労働者間に差別はないか（契約社員・外国人労働者を含む）、団結権や団体交渉権は適切に付与され行使されているか、住民の天然資源へのアクセスを妨げていないか等

想定される関係者：IOC、IPC、主催国政府、組織委員会、代理店、建設会社、人材斡旋・紹介・派遣会社、警備保障会社等

③ 調達

主な人権課題：労働条件は国際基準に則ったものであるか、児童労働は用いられていないか、労働者が組合に加入する権利を行使する際に脅迫を受けていないか、派遣労働者・地方労働者や外国人労働者に対して搾取は行われていないか等

想定される関係者：IOC、IPC、主催国政府、組織委員会、(組織委員会へ商品やサービスを提供する)サプライヤー企業、(組織委員会とライセンス契約を行う)ライセンサー、人材斡旋・紹介・派遣会社他

④ イベント実施

主な人権課題：犯罪、ホームレスの人々や路上販売者に対する立ち退きの強制、人身売買や強制労働は行われていないか、派遣労働者に対して搾取は行われていないか等

想定される関係者：主催国政府、組織委員会、警察・警備会社、“おもてなし”に関する業界に属する企業、人材斡旋・紹介・派遣会社他

国際人権基準に照らし合わせて、自国の法律や制度がそのレベルに達していない or 同等の基準が存在するもののその適用が十分ではない箇所注意到。特に、土地開発・建設に際する事項、労働関連事項に注意する。

3. オリンピック憲章、各種ガイドラインに明記されつつある人権

- ・ オリンピック憲章
 - ・ オリンピズムの根本原則、オリンピックムーブメントとその活動 (別紙ご参照)
- ・ オリンピックムーブメント アジェンダ 21～持続可能な開発のためのスポーツ～
- ・ TEACHING VALUES - AN OLYMPIC EDUCATION TOOLKIT (邦題なし)
- ・ 立候補ファイル
 - ・ 2020年立候補ファイル以降、
環境影響アセスメントの結果、環境に関してステークホルダーエンゲージメント実施計画、パラリンピックにおけるアクセシビリティとレガシーに関する計画が
いかに「スポーツと社会開発」に貢献するかの説明が求められる。
→社会面や人権面に関するアセスメント・ステークホルダーエンゲージメントの実施、「人権」の明示等を求める意見もあり

4. 人権を尊重し、リスクを防ぐ方法

- ・ 「国連指導原則」(2011年)を参考にして、人権に関するポリシーを策定し、ポリシーに則った活動を行う。

以上